

あいの離島ワーケーション等推進事業業務委託基本仕様書

1 業務名

あいの離島ワーケーション等推進事業

2 目的

人口減少・高齢化の進むあいの離島^{*1}においては、地域の課題解決や地域活動に対し、島外人材の協力が不可欠となっている。

そこで本事業では、2023年度に佐久島で実施した事業結果を踏まえ、ウィズ・アフターコロナ時代の新たなライフスタイルとして注目される「ワーケーション」及び「スタディケーション」のモニターツアーを実施する。

これらの一連の事業展開により、あいの離島独自のワーケーション等^{*2}を先導的に推進することを目的とする。

併せて、地域への関心・関与を深める交流体験等を実施することで、ワーケーション等に参加した島外人材と島民との交流の促進を図り、事業終了後も継続的にあいの離島に関心を持ち活性化に寄与する「関係人口」の創出・拡大を目指す。

※1 あいの離島：佐久島、日間賀島、篠島

※2 ワーケーション等：企業等や学生を対象としたワーケーション及びスタディケーション

3 委託契約期間

契約締結の日から2025年3月21日（金）まで

4 業務内容

(1) 受入施設等の調査及び来島者調査

- ・あいの離島において、ワーケーション等が実施できる宿泊施設等の実態調査を実施すること。
- ・持続的なワーケーション等の実施に向け、来島者の属性や意向等の調査を実施すること。
- ・調査項目は以下を基準に、受託者が提案し、県と協議の上決定する。

| 調査内容 | 調査項目 |
|-------|--|
| 受入施設等 | ワーケーション等が可能な施設の収容能力、ワーケーション等の推進に関する意識、設備、通信環境、利用料金 等 |
| 来島者調査 | 年齢、職業、旅程、滞在時間 等 |

(2) モニターツアーの実施

ア ワークーション及びスタディケーションモニターツアーのプラン策定

- ・あいの離島でのモニターツアー実施に向け、(1)で実施した受入施設等の調査及び来島者調査の結果を基に、宿泊施設、関連施設等を軸とした拠点の洗い出しを行うこと。
- ・プラン策定に当たっては、西尾市、南知多町及び関係団体等の関係者にヒアリングを行い、具体的な受入体制や手法等について取りまとめること。
- ・プラン策定のためのヒアリングの内容については、以下を基準に、受託者が提案し、県と協議の上決定する。

| 対象 | 調査項目 |
|--|---|
| 西尾市及び南知多町の職員や同地域のステークホルダーとなる民間企業・個人事業主 等 | 地域独自の体験プログラム、地域の現状、課題解決に向けたニーズ等を把握するための実地調査 等 |

イ ワークーションモニターツアーの実施

- ・アで策定したプランをもとに、企業等を対象としたモニターツアーを実施すること。なお、各ツアーカーの内容は、参加企業等や受入施設等の目的、要望に沿ったものとすること。
- ・参加企業等が地域の課題解決に関わるきっかけとなるよう、島民と交流する機会を提供すること。なお、交流の実施に当たっては、地域のニーズ等をモニターツアー参加者に提示すること。
- ・モニターツアー実施に当たっては、マニュアルを作成し、実施日 14 日前までに県の承認を得ること。また、参加者名簿を作成すること。
- ・モニターツアー参加者及び参加企業等に対して、アンケート調査等を実施すること。アンケート調査の項目は、受託者が提案し、県と協議の上決定する。なお、アンケート調査実施後は、結果の概要版を作成すること。
- ・モニターツアーの達成目標については、以下のとおりとする。

| 目標とする内容 | 目標値 |
|---------------------------|------------|
| 参加者数 | 延べ 51 人回以上 |
| 今後島の活性化に具体的に関わる意向のある企業創出※ | 3 社以上 |

※参加企業等に対するアンケート調査により意向を確認する。

＜実施にあたっての留意事項＞

- ・モニターツアーは、1泊～2泊以上の日程とすること。なお、具体的な実施日及び実施内容は、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・モニターツアー参加者の募集、申込みの受付は受託者が行う。なお、募集、申込みの受付状況は随時県に報告すること。
- ・モニターツアー参加者の費用負担（宿泊費等）については、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・モニターツアー中の参加者の健康管理のため、飲料確保の案内や、病院及び緊急

搬送体制等の案内を行うこと。

- ・モニターツアー実施後も、必要に応じて参加者や参加企業等に対しフォローアップを行い、あいの離島の活性化に対する意向を確認すること。

ウ スタディケーションモニターツアーの実施

- ・アで策定したプランをもとに、学生等を対象としたモニターツアーを実施すること。なお、各ツアーカーの内容は、参加学校等や受入施設等の目的、要望に沿ったものとすること。
- ・参加した学生等が継続的に地域活動に参加するきっかけとなるよう、地域課題に対する実践的な学びの場及び島民と交流する機会を提供すること。
- ・モニターツアー実施に当たっては、マニュアルを作成し、実施日 14 日前までに県の承認を得ること。また、参加者名簿を作成すること。
- ・モニターツアー参加者及び参加教員等に対して、アンケート調査等を実施すること。アンケート調査の項目は、受託者が提案し、県と協議の上決定する。なお、アンケート調査実施後は、結果の概要版を作成すること。
- ・モニターツアーの達成目標については、以下のとおりとする。

| 目標とする内容 | 目標値 |
|-----------------|------------|
| 参加者数 | 延べ 52 人回以上 |
| 島のリピーターとなる参加者数* | 21 名以上 |

*参加者に対するアンケート調査により意向を確認する。

<実施にあたっての留意事項>

- ・モニターツアーは、1泊～2泊以上の日程とすること。なお、具体的な実施日及び実施内容は、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・参加者を募集する学校は、受託者が県に提案し、県が西尾市又は南知多町と協議の上決定する。
- ・参加する学校との調整は、受託者が行う。なお、調整の状況は随時県に報告すること。
- ・モニターツアー参加者の費用負担（宿泊費等）については、受託者が提案し、県と協議の上決定する。
- ・モニターツアー中の参加者の健康管理のため、飲料確保の案内や、病院及び緊急搬送体制等の案内を行うこと。また、体験プログラムは、実施内容、活動の場所等に危険がないことを事前に確認し、参加者及び関係者の安全確保を徹底すること。
- ・モニターツアー実施後も、必要に応じて参加者や参加教員等に対しフォローアップを行うこと。

(3) プロモーションの実施

- ・ワーケーション等の実施を検討している企業等及び学校等に対して、あいちの離島が魅力的な候補地であると伝わるよう、プロモーションを実施する。
- ・プロモーションについて、特に高い効果が見込まれる方法を事前に県の承認を得た上で実施し、その効果検証を行うこと。

(4) ワーケーション等の持続可能な実施に向けた検討

- ・(1)から(3)の実施結果を踏まえ、あいちの離島独自のワーケーション等を推進するため、次の項目について具体的に検討し、その結果を整理する。
 - 受入施設、来島者の属性、来島目的の分析等
 - 2023年度の実施結果を踏まえ、あいちの離島独自のワーケーション等を推進する上での必要となる現状、課題、ワーケーション等の分類整理
 - あいちの離島独自のワーケーション等の姿及び今後の方向性の整理
 - 持続可能な運営方法の検討
 - 企業等及び学校等に向けた効果的なプロモーション手法の検討
- ※検討結果について、要約版（A4判）を作成すること。

5 業務報告書

(1) 内容

業務終了後、成果をまとめた業務報告書（A4判、ファイル綴じ）、業務報告書（概要版）（事業実績等を簡潔にまとめたもの。A4判）を任意の様式で作成し、紙媒体2部（正・副各1部）及び電子媒体1組（DVD-R等）を提出すること。提出期限は、2025年3月21日（金）とする。

※業務報告書の提出に当たっては、事前に県と十分調整したものを提出すること。

※DVD-R等には、報告書の作成に使用した図表、グラフ等のデータも格納すること。

また、保存するデータ形式は、県が再利用できるものとすること（不明な場合は、県に確認すること）。

(2) 提出先

愛知県総務局総務部市町村課地域振興室

6 業務実施に当たっての留意事項

(1) 本事業については、「愛知県離島振興計画」(2023年3月策定)における具体的な取組として実施するとともに、国の離島活性化交付金を活用した事業であることから、その趣旨に基づき事業実施に当たること。

また、本業務の委託料の使用範囲は、国の離島活性化交付金の趣旨に基づき、次とおりとすること。

| 項目 | 可否 |
|-------------------|--|
| 備品購入費 | 委託料に含まない。ただし、1件の価格が3万円未満（消費税及び地方消費税を含む。）の物を除く。 |
| 備品のリース・レンタル料 | 委託料に含む。 |
| モニターツアー等を実施する際の費用 | イベント参加者の食事代、懇親会費、お土産代、本体工事を伴わない施設改修（エアコンや照明取付）はいずれも委託料に含まない。 |
| ノベルティグッズ作成費 | 島のPRになるもので、かつ少額（1個300円程度まで）のものは委託料に含む。 |

※委託料の使用範囲に疑義が生じた場合は、県と受託者が協議の上決定する。

- (2) 本事業の実施に当たっては、西尾市及び南知多町の総合計画や総合戦略等の各種計画と整合性を図るとともに、当該市町及び関係機関と適宜連絡調整や情報共有を行うこと。
- (3) 委託期間中は、業務内容全般を常に把握している主担当者を置き、業務実施方法や進捗情報の確認等、円滑な事業実施のため、県と連絡を密にして事業全体の管理を行うこと。
- (4) 「あいちの離島ワーケーション等推進事業業務委託先募集要項」に基づいて提出した企画提案書を踏まえつつ、契約後速やかに具体的な事業内容、実施時期（期限）、達成目標等を記載した業務計画書を作成し県の承認を得ること。
- (5) 業務の着手に当たり、県と十分な打合せを行い、また業務中にも県が必要と認めた場合には隨時打合せを行い、積極的に目標達成に努めること。また、県に代わって地元関係者や関係機関等との打合せ等に参加する場合は、事前に県の意向を十分に確認し、それを踏まえて対応すること。打合せ後は、原則として3日以内に記録簿を提出すること。ただし、緊急性の高い場合は、速やかに県に一報を入れること。
- (6) 県と打合せ又は協議を実施したときは、その都度記録を作成の上、原則として3日以内に県に提出すること。
- (7) 県が必要と認めた場合に、その都度報告を行うこと。
- (8) 本事業のほか、県が実施する他の事業と重複がないように整合性を取りつつ積極的に連携をとって業務に当たること。
- (9) 業務の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保全に万全を期すこと。

- (10) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を再委託する場合については、企画提案時の業務実施体制に明記すること。
- (11) 愛知県財務規則等の関係規則等を熟知の上、業務遂行に当たること。
- (12) 本事業の成果品の著作権は、県に帰属するものとする。
- (13) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権者等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (14) 自然災害や感染症等、不可抗力により、業務内容に定める各事業の実施が困難となった場合は、県と協議のうえ、この仕様書に定める事項を変更することができるものとする。
- (15) 契約期間中又は契約期間終了後において、本事業に係る会計実地検査が行われる場合は協力すること。
- (16) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。

7 スケジュール（予定）

| 時期 | 内容 |
|---------|----------------------------|
| 2024年6月 | 契約・業務の開始 |
| 7月 | 受入施設等の調査 |
| 8月 | |
| 9月 | 来島者調査 |
| 10月 | プロモーションの実施 |
| 11月 | 体験プログラムの策定等 モニターツアーの実施 |
| 12月 | |
| 2025年1月 | ワーケーション等の 持続可能な実施に向けた検討 |
| 2月 | |
| 3月 | 業務報告書作成・業務完了 |